

平成28年度第1回〔第五期目第1回〕
松島町入札監視委員会

平成28年7月26日（火）

午前9時00分～

（松島町役場3階大会議室）

平成28年度第1回〔第五期目第1回〕松島町入札監視委員会

出席委員（5名）

委員長	赤石雅英		
委員	泉田成美	梶塚善弘	
	武田三弘	豊田耕史	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

総務課	総務管理班
	環境防災班
町民福祉課	町民サービス班
産業観光課	観光班
	産業振興班
建設課	建設班
	復興班
教育課	中央公民館
水道事業所	施設班

各課(所)長・各班長・各担当者

事務局職員出席者

財務課	課長	櫻井一夫
	財政班	班長 相澤光治
		主事 中村智英
		技師 安藤佑樹

委員会次第

平成28年7月26日（火曜日）午前9時00分開会

- 1 開会の挨拶
 - 2 委員長選出（条例第4条第1項の規定により互選）
 - 3 委員長挨拶
 - 4 委員長職務代理者の指名
 - 5 契約案件の審議等
 - （1）審議案件抽出理由の報告
 - （2）審議 工事請負契約9件 業務委託契約11件
 - 6 閉会の挨拶
-

本日の会議に付した事件

委員会次第のとおり

委員委嘱状交付式

○事務局 皆様、おはようございます。

定刻より少々早いですが、只今より松島町入札監視委員会委員委嘱状交付式を行います。

それでは、町長より委嘱状を交付します。五十音順でお呼びします。赤石雅英委員。

○町長 委嘱状。赤石雅英殿。松島町入札監視委員を委嘱します。

委嘱期間は平成28年7月1日から平成30年6月30日までとします。

平成28年7月1日。松島町長櫻井公一。よろしく申し上げます。

○事務局 泉田成美委員。

○町長 委嘱状。泉田成美殿。松島町入札監視委員を委嘱します。

委嘱期間は平成28年7月1日から平成30年6月30日までとします。

平成28年7月1日。松島町長櫻井公一。よろしく申し上げます。

○事務局 梶塚善弘委員。

○町長 委嘱状。梶塚善弘殿。松島町入札監視委員を委嘱します。

委嘱期間は平成28年7月1日から平成30年6月30日までとします。

平成28年7月1日。松島町長櫻井公一。よろしく申し上げます。

○事務局 武田三弘委員。

○町長 委嘱状。武田三弘殿。松島町入札監視委員を委嘱します。

委嘱期間は平成28年7月1日から平成30年6月30日までとします。

平成28年7月1日。松島町長櫻井公一。よろしく申し上げます。

○事務局 豊田耕史委員。

○町長 委嘱状。豊田耕史殿。松島町入札監視委員を委嘱します。

委嘱期間は平成28年7月1日から平成30年6月30日までとします。

平成28年7月1日。松島町長櫻井公一。よろしく申し上げます。

○事務局 では、ここで町長より挨拶をいただきます。町長、お願いします。

○町長 改めまして、皆様、おはようございます。

大変お忙しいところ、第1回目の入札監視委員会の開催にあたりご参集いただきまして、本当にありがとうございます。

平成20年度からこの入札監視委員会は始まっておりまして、長い方で今回5期目になるという方もいらっしゃるし、また今回から初めてという方もいらっしゃいます。この機により、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思っております。

おかげさまで震災から5年4ヶ月経ちまして、第15回配分で松島町で計画する復興事業内容の約80%ぐらいの復興予算がついております。その中で復興事業は大体70%ぐらいの工事契約が進んでいるという運びになっております。ここまで来られましたのも、入札監視委員会の皆様から適切なアドバイス等をいただき、これまで何事もなく入札が執行され、また工事も進んでいるものと、改めて感謝を申し上げたいところでございます。

ただ、まだ今後ともハード事業がこれからますます続きます。今後とも復興事業とあわせてその他の事業の入札に関しましても、皆様からの適切なお意見、またアドバイス等をいただきますようお願いを申し上げまして、粗辞ではございますけれども、私からの挨拶といたします。本当に今日はありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。

引き続き、入札監視委員会を行います。

なお、ここで町長は次の公務があるため退席させていただきますので、ご了承願います。

○町長 では、よろしくお願い申し上げます。

午前9時00分 開会

1 開会の挨拶

○事務局 これより入札監視委員会を開催します。

初めに、事務局より、簡単ではありますが委員の紹介をさせていただきます。五十音順で紹介します。

赤石雅英氏は、塩竈市において公認会計士として会計事務所を主宰しております。また、松島町入札監視委員会第1期目から委員を務めております。よろしくお願い致します。

○委員 赤石です。よろしくお願い致します。

○事務局 続きまして、泉田成美委員は、現在、東北大学大学院教授の職にあり、同時に宮城県公共工事等入札契約適正化委員会委員及び国土交通省東北地方整備局入札監視委員会委員に就任しております。また、松島町入札監視委員会第1期目から委員を務めております。よろしくお願い致します。

○委員 泉田です。よろしくお願い致します。

○事務局 続きまして、梶塚善弘委員は、松島町在住の元宮城県職員であります。農林水産部、地方振興事務所等に勤務しておりました。この度、新しく選任させていただきました。よろしくお願い致します。

○委員 よろしくお願ひします。

○事務局 続きまして、武田三弘委員は、現在、東北学院大学教授の職にあります。また、松島町入札監視委員会第2期目から委員を務めております。よろしくお願ひします。

○委員 よろしくお願ひします。

○事務局 続きまして、豊田耕史委員は、仙台市において弁護士として法律事務所を主宰しております。また、松島町入札監視委員会第2期目から委員を務めております。よろしくお願ひします。

○委員 よろしくお願ひします。

○事務局 以上で、委員の紹介を終わります。

2. 委員長選出

○事務局 次第の2、委員長の選出となります。

入札監視委員会設置条例第4条第1項の規定により互選で選出となっておりますので、選出方よろしくお願ひします。

○委員 事務局にお任せしたいと思ひます。事務局の案はありますか。

○事務局 事務局としましては、赤石委員に委員長をお願ひしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。（「異議なし」との声あり）

○事務局 はい。それでは、赤石委員、よろしくお願ひします。

3. 委員長挨拶

○委員長 委員長に選出されました赤石と申します。〇〇〇委員さんが退任ということで、私で委員長の職務は本当に大丈夫なのかと思うところもありますが、第1期目からということで、今回はありがたく引き受けさせていただきたいと思ひます。会議の進行を円滑に進めたいと思ひますので、皆様のご協力よろしくお願ひ申し上げます。

○事務局 それでは、ここで席等の準備をさせていただきたいと思ひますので、皆様、少々お待ち下さい。

4. 委員長職務代理者の指名

○事務局 続きまして、委員長職務代理者の指名となります。

条例第4条第3項の規定により委員長からの指名ということになっておりますので、赤石委

員長からどなたかをご指名いただければと思います。

- 委員長 そうなんですか。それでは、私と同じく第1期から参加されています泉田委員を指名します。
- 委員 私ですか。はい、分かりました。
- 委員長 よろしいですか。はい。
- 事務局 では、泉田委員、お願いします。

5. 契約案件の審議等

- 事務局 では、続きまして、次第の5番、審議案件の抽出理由の報告及び審議に入りたいと思います。

初めに、審議案件の抽出理由の報告を委員長よりお願いします。

- 委員長 では、今回お手元の審議案件ですけれども、工事請負契約9件、それから業務委託契約11件を抽出しております。

抽出理由としましては、今回変更契約がちょっと目立つかなというところで、変更契約があったものについてその変更の妥当性、金額の妥当性というものを見たいと。それから、競争入札になっていても結果的に1者のみ入札というのが結構ありまして、これについて1者のみ入札となった経緯、その合理性について確認したいということがございます。それから、先程町長からのお話もありましたけれども、復興工事で国等からの交付金に基づく工事が多々あるので、これについては町のお金を直接使うという訳ではありませんけれども、工事執行の妥当性についてしっかり見たいということでございます。

それから、業務委託ですけれども、こちらも基本的には1者のみ入札というのがありますので、これも妥当性、随意契約も含めてその妥当性を見たいと。それから、低入のものも何件か散見されますので、となるとその発注金額の妥当性はどうかというところを見たいというところでピックアップしております。

それと、業務委託については、以前からリースとか保守は別個に契約していたんだけど、本来は一緒にしなければおかしいのではないかとということで、当委員会から提案していたところですが、この辺は今後、そういった方向でやっていくということで、今回はまだ別個になっているところもあるようです。

それから、電算関係ですが、これは1回落札してしまうと、もう未来永劫続いていくような感じで、こちら我々の方からの提案で、入替の際には、前の契約者との単なる継続ではなく

てというお話をしていたかと思えますけれども、平成33年度あたりが電算関係の入替になる
そうなので、今回は従来どおりの処理が継続するのかなと思っています。

特にソフト関係ですと、マイナンバー制度が今後どんどん導入されていって、今のところ税金
金だけですが、社会保障関係とかいろいろなところに出てくるだろうと。ですから、こういっ
た電算関係のソフトの重要性がますます高まっていくのかなと。それと、これからはサーバー
とパソコンというものがクラウドをどんどん使うようになりますので、この辺のところ、か
なりそういったものの入替が今後進んでいくのだろうと思いますが、今のところは従来どおり
ということになっているそうです。

以上が、今回の合計20件の抽出理由でございます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。

委員長、進行方、よろしくをお願いします。

○委員長 では、早速、リストに記載してある、まず最初、工事の請負契約から1件目です。総
務課。これは金額がかなり重要なものでしたのでピックアップしました。概要の説明をお願い
します。

○総務課 環境防災班所管分です。事業名として環27工第049号石田沢地区防災まちづくり
拠点施設他建設工事でございます。

参加資格条件等の概要ですが、宮城県に本店または工事請負契約締結について本店から受任
された支店若しくは営業所を有している者であること。さらに、建設業法27条の23第1項
に規定する経審の建築一式工事の総合評定値が1,000点以上の者であり、過去10年にお
いて木造建築物1,000㎡以上の建築物を元請けした実績がある者ということで、募集しま
した。

募集しましたところ4者からエントリーがあり、入札に参加は3者でございました。落札率
は90%でございます。

次の案件もあわせて、一括で説明申し上げてよろしいですか。

○委員長 一緒ですかね。

○総務課 一緒です。2番目です。

○委員長 それでは、1番と2番目同じものなのであわせてお願いします。

○総務課 2番目です。環27工第050号緑松会館避難施設大規模改修工事でございます。

参加資格条件等の概要ですが、宮城郡、塩竈市、多賀城市、仙台市に本店または工事請負契

約締結について本店から受任された支店若しくは営業所を有している者であること。それから、経審の建築一式工事の総合評定値が800点以上の者であることで募集しました。

エントリーが1者でございまして、入札も1者でございました。落札率は99%ということでございます。

以上でございます。

○委員長 この2件につきまして、抽出案件の理由のところ、金額的に重要なものを1つピックアップの理由としておりまして、この1件目は6億ということで金額が重要ということでピックアップしました。

2件目が、条件付一般競争入札とはいえ1者のみの入札参加で、かつ落札率が99%というところで、見積の金額、この辺はどうなんだというところでピックアップいたしました。

では、まず1番目については、皆様何かご意見ございますでしょうか。

○委員 すいません。入札結果を拝見しますと、2者失格で〇〇〇が落札したという形になっているんですけども、この2つの失格の理由は何でしょうか。

○総務課 最低制限価格未満のためです。

○委員 最低制限価格は予定価格の何割で設定していますか。

○総務課 75%ですね。

○委員 75%ですか。

○委員 ここは難しいところで、失格になった2者とも1億円以上安くなっているということで、こちらにお願いすれば1億円ほど浮いたということになってしまいますから、元々の見積的などところでの問題というのではないのでしょうか。

○委員長 最低制限価格を設けている理由というのは、満足な工事、履行ができない恐れがあるということなのだろうと思いますけれども、形式的にはですね。どうなんでしょうかね。条例的にはそういった金額のみで、もうスパッと線を引いてしまうのでしょうかけれども、でもそれが本当にしっかりした工事施工ができるか、それから、その後の保証ができるかといったところを、もしかしたら個別に検討すれば、「何だ、大丈夫だ」というふうに格上げできるような余地もあるのかなと思うのですが、その辺は町としてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○総務課 いま委員長がおっしゃったのは、調査基準価格の見解に近いかなと思っています。最低制限価格に私どもで変えたのは、この委員の皆様からのご指導があって、最低制限価格と調査基準価格の性質が全く違くと。調査基準価格については、調査の結果、大体OKだろうと。

ところが、ものによっては人件費を大きく圧縮するようなものだってあるじゃないかということで、最低制限価格でやってはいかがだろうかというふうなことのご提案をいただき、私どもとして持ち帰り検討させていただき、最低制限価格を決めさせていただいたと。最低制限価格については、計算式はあるものの、一応75%ぐらいということで設定されておりますので、それで工事を発注させていただいているということです。

それから、工事については大型物件でも小型物件でも積算体系はもちろん一緒でございます、県の価格、それから建設資材単価表、建設物価調査会を出しているものですが、そういったものを使って出しておりますので、特段どこがどうだという、積算体系上は問題ないのではないかなというふうには思っております。

○委員 これは最低制限価格75%に設定しているというのは、入札参加業者は皆さんご存じですよ。

○総務課 それは知っているかどうかはわかりません。

○委員 公表はしていないのですか。

○総務課 してないです。

○事務局 計算式は公表していますので、それぞれ共通仮設費ですとか現場管理費ですとかに、掛けるコンマ6とか7とか、そういう計算式が条例で決まっています、それを当てはめれば業者も計算は可能だと思われま。

○委員 すいません。ちょっと初めてなので教えてほしいのですが、今、最低制限価格制度を採用しているということですが、総合評価方式というのは、今とられていないということですが、これまでのとらなかつた経緯とかその辺を教えてほしいのと、あと、総合評価方式をしても数値的判断基準でやれば、必ずしも低いけれども全部が落札なるということではないと思うので、ただやはり総合評価にしてしまうと結構面倒なので、その辺は事務的なものもあるのかなと思うのですけれども、その辺の基本的な考え方、どういう経過で最低制限価格の設定にしたのか、改めてもう一回教えて欲しいのですけれども。

○事務局 総合評価に関しては、一応導入というのは、平成22年度の工事で初期導入を試みたという経緯を前任者から聞いてはいるのですけれども、なかなか町レベルの職員の数で膨大な案件を総合評価で1件1件処理していくのは困難だということで、導入済みなのではけれども、実際は運用していないというような現状になっております。

○委員 分かりました。

○委員長 最低制限価格も恐らく議論が出たのは、低入がもうかなり極端に出て、そのときは世

の中がリーマン・ショックで不景気で、とにかくどんな値段でも安くつけてきて、これで本当にちゃんとした工事ができるのかと、それから賃金支払いについても最低賃金を下回るような入札をやってくる可能性もあるのではないかと、そういったところの経済情勢から最低入札価格を導入するのが合理的なのではないかという、はっきり私も覚えていないのですけれども、そういう理由があったからだと思うのですよね。

しかし、もうかなり時代も変わってきていまして、世の中の景気も良くなってきて、どんどん工事原価も高どまりしている状況だと。そういった時に、またそれと同じような前提でもってやるのは何かちょっと、確かに規則というのは、1回整備してしまえばそれを守るのが当然かと思うのですけれども、その様なところは何か、もう少し臨機応変に対応しても良いのではないかと思うところではあります。

- 委員 でも、75%というのは妥当な線ではないかと思えます。最低制限価格の水準として。
- 委員 総合評価をしていると大変ですよ。
- 委員 総合評価は大変ですね、事務手続が。本当にこういう復興の事務が膨大な中でやるというのは、結構難しいですね、事務局からお話があったように。その辺はよく理解できると思うところだと思いますけれども。
- 委員 金額が大きな工事に関しては、総合評価の方が良いかもしれないですけども、導入するにしても大きな工事だけとか、今は復興工事が多いので、金額が大きい工事が増えている気がするのですけれども、震災前の感じで言うと、そんなに金額の大きな工事は多くなかったもので、町レベルでは厳しいと思います。
- 委員 あと、すいません、これも初めてなので分からないのですが、参加資格条件で、宮城県に本店または営業所を持っている会社ということで、その範囲をそれぞれ指定していますけれども、②は宮城郡、塩竈、多賀城ということで、額の違いもあるのでしょうかけれども、これはそれぞれ入札できる業者数というのは当然想定して、例えば30者以上ある範囲まで広げたとかあると思うのですけれども、それぞれ想定した参加できる業者数はどういうふうにカウントしたのでしょうか。
- 総務課 町として入札参加資格登録業者の資格基準がありまして、それは工種毎に額で範囲が決まっています、例えば木造・非木造工事で5,000万から1億5,000万未満ですと800点以上で、エリアが宮城郡、塩竈、多賀城、仙台市でございまして、これの参加可能業者は150者になっております。ですから、②の方は参加可能業者は150者であると言い切っていて良いと思います。

1億5,000万以上の木造・非木造工事につきましては、県エリアを対象として、こちらが1,000点以上ということで決まっております、121者でございます。

○委員 そうすると、額なりでもう範囲を決めていると。それに入札できる業者が何者以上ということで決めるのではなくて、最初から額で範囲を決めているということですね。もう十分それで業者数はいるということですね。（「はい」の声あり）分かりました。

○委員長 よろしいでしょうか。他に何かございますか。

○委員 確認ですけれども、先程、最低制限価格が75%というのは公表されていないと。恐らくオープンにはしていないと。

○事務局 計算式はオープンになっております。

○委員 それは定価の計算式ではなくて、最低制限価格のですか。

○事務局 そうです。最低制限価格の算出方法はオープンにされています。

○委員 なるほど。

あと、もう1つ、この会の議事録ですけれども、公表されていますよね。（「はい」の声あり）この場で先程75%とかいろいろ出ていますけれども、そういった数値というのでも出るのでですか。

○事務局 そうですね。パーセンテージは出ます。

○委員 出るのでですね。それなら、ある意味公表されているようなものですよ。

○委員長 私もそう思いますね。やはり公表すべきだろうと思いますね。そういう基準でやっているんだよということですね。

○委員 失格業者に対しては、どうして失格だったのかということは通知するのですか。ただ失格というだけなのですか。

○事務局 工事の内訳書というものを入札書と一緒に提出していただいております、どこの部分に差が出ているとかそういうのは、担当課で検討しています。さらに不服があれば、苦情申立の制度もあります。

○委員 それでは、落札できなかった業者は、最低制限価格に引っかかってとれなかったというのは分からないのでは……

○事務局 その件については、入札会場で「最低制限価格を下回った業者様は何者いらっしゃいます。」という形で、入札執行者から落札者を発表する段階で、あわせて伝えております。（「なるほど」の声あり）

○総務課 私、入札執行者になっておりますが、まず落札者の方の名前と額を見ます。それから、

最低制限価格未満の方が何者いらっしゃいましたということで、つけ加える形で言わせていただいております。

○委員長　すると、自ずと分かるということですね。

○総務課　そうですね。

○委員長　それでは、1番については、最低制限価格の制度を維持するということを前提に合理的な選択が行われたということですね。

2番については、1者だけだったけれども、エリアのところから合理的な選択が行われたということですのでよろしいでしょうか。

○委員　2番で、1者だけで99%というのは、たまたまそういうギリギリの数字だったということに理解してよろしいのですか。

○総務課　そのとおりでございます。これは2落でございます、1回目は5,700万、2回目が5,500万ということで、2回目でこの範囲に入ってきたということでございます。

○委員長　これは1回目、2回目とも1者のみ……（「そうです」の声あり）ということですが、いかがでしょうか。

たぶん業者さんが入札参加してこない以上、どうしようもないかというところなのではないか。何か意見はございませんでしょうか。

○委員　1者しかないというのは、仕事が忙しいということなのですかね。

○総務課　そうだと思います。今回、この物件については新築の建物ではなくて、ある建物の改修工事なんです。手間としては結構掛かるものですから、よっぽどと言ったら失礼ですけども、たまたま空いている業者が手を挙げてきたのかなというふうには推察できます。

○委員　宮城県でも国交省でも改修工事は1者入札が非常に多くて、積算単価を工夫するとかしないと、増えないのではという気がしますね。あまりうま味がないのではないかと、工事そのものに。

○委員長　現状では致し方なしというところでしょうか。はい。結構でございます。

○総務課　ありがとうございました。

○建設課　建設課です。よろしくお願いいたします。

○委員長　はい。建設課は3、4、5、6……

○建設課　3から7番までです。

○委員長　7番までですね。

まず3番目は、18億という非常に金額が大きく重要だということで、ピックアップさせて

いただきました。それでは、説明をお願いします。

○建設課 それでは、審査番号3番になります。

事業名が建27工第037号23災第15493号一級町道松島・磯崎線（松島大橋）橋梁外災害復旧工事になります。こちらに関しましては、東日本大震災で被災しました橋と道路を新しく造り替える、そしてその後の旧橋の撤去までを全部含めた、延長としては361メートルの工事となっております。

事業場所が宮城郡松島町松島外地内になります。事業期間が平成27年11月25日から平成32年3月31日までとなります。

執行方法につきましては、条件付一般競争入札となりまして、その際の参加資格条件としましては、宮城県内に本店または支店若しくは営業所を有していること、経審の土木一式工事の総合評定値が800点以上であること、それと実績としまして、過去10年において国、地方公共団体またはこれに準ずる機関が発注した橋梁上部工事及び橋梁下部工事を元請として施工した実績がある者であることで募りまして、4者入札に参加しております。

結果としまして、落札率が97%、〇〇〇が落札しております。

説明は一括の方がよろしいですか、建設課の該当案件……

○委員長 そうですね。とりあえず3件全部ご説明下さい。

○建設課 分かりました。

次に、審査番号4番になります。事業名が建27工第053号町道上竹谷高城線外避難道路整備工事となります。こちらは、東日本大震災を機に町で避難道路を整備しておりまして、今回に関しましては2路線合わせて476.2メートルの避難道路整備に係る工事となっております。

事業箇所としましては、宮城郡松島町高城字迎山一外地内。工期は、平成27年12月14日から平成28年12月31日までとなっております。

こちらに関しましても、条件付一般競争入札での発注となりまして、条件としましては、宮城県内に本店または支店若しくは営業所を有していること、経審の土木一式の総合評定値が800点以上であることで募りましたが、入札参加に関しては1者になっております。

落札率が97%、請負者が〇〇〇になっております。

続きまして、審査番号5番。工事名が建27工第055号町道磯崎・高城線外避難道路整備工事となります。こちらは、磯崎・高城線ほか全部で3路線、あわせて907.2メートルの避難道路を整備するための工事となっております。

事業場所としましては、宮城郡松島町磯崎字待井外地内。事業期間は、平成27年12月14日から平成28年12月22日までとなっております。

こちらに関しましても、条件付一般競争入札で執行しております。条件としましては、宮城県内に本店または支店若しくは営業所を有していること、経審の土木一式工事の総合評定値が800点以上であることで募りまして、こちらに関しましても1者が応募しております。

入札結果としては、落札率が99%、請負者が〇〇〇となっております。

続きまして、審査番号6番になります。工事名が建27工第064号麦田橋橋梁下部補修工事となっております。こちらにつきましては、三陸自動車道の上をまたぐ町道の跨道橋の下部と橋脚部分の補修工事となっております。

事業場所が、宮城郡松島町桜渡戸字麦田地内。工期は、平成28年1月18日から平成28年3月31日までとなっております。

こちらと同じく条件付一般競争入札で執行し、条件としては、宮城県内に本店または支店若しくは営業所を有していること、経審の土木一式工事の総合評定値が600点以上の者であること、過去10年において同種工事を竣工した実績を有する者ということで募りました。

入札結果として、入札参加者が1者になりまして、落札率が99%、請負者が〇〇〇となっております。

最後に、審査番号7番になります。工事名が建27工第073号町道霞ヶ浦幹線外避難道路整備工事になります。こちらは霞ヶ浦幹線ほか2路線、あわせて3路線、全延長としまして613メートルの避難道路整備のための工事となっております。

事業場所としましては、宮城郡松島町松島字犬田地内。工期が平成28年3月4日から平成29年3月31日までとなっております。

こちら条件付一般競争入札で執行してございまして、条件としましては、宮城県内に本店または支店若しくは営業所を有していること、経審の土木一式工事の総合評定値が800点以上の者であることで募りました。

入札結果として、2者入札に参加しまして、落札率が81%、請負者は〇〇〇です。

以上で5件の説明を終わります。

○委員長 ありがとうございます。

まずは、3番の18億4,600万の工事につきまして、4者が応募されて、その中で一番低いところが落札になったようですけれども、こちらの3番目の工事についていかがでしょうか。ご意見ございますでしょうか。

- 委員 松島大橋の架替ですよ。ね。「はい」の声あり）東日本大震災で壊れたということですけれども、壊れた箇所のメインは何になりますか。
- 建設課 東日本大震災の被災では、橋台の一部、支承部、その部分が壊れたという形になりますけれども、架替まで至った原因というのは、津波高さ、津波から守るための堤防の高さがT P + 3 . 3メートルとなっております、海からの第一橋、一番最初の橋まではT P + 3 . 3以上の高さにしなければならないとなっております。その高さを守るために橋の高さを上げる必要がありまして、それで架替という形になったということになります。
- 委員 そういうことですか。あの辺は地盤沈下が多いですよ。ね。「はい」の声あり）ですから、何かそういった要因も含まれていて、それがこの設計にいろいろと反映されているのかなと思ひまして。
- 建設課 地盤沈下関係の対策も全部反映されています。ただ直接的な原因は、その高さを確保しなければならない、橋桁の高さを確保しなければならないというのが原因です。
- 委員 分かりました。ちなみに、関係ないかもしれませんが、耐久性的な何か考慮というのはしているのですか、設計上。例えば塩害関係。海の近くですから、塩害とかいろいろあると思うのですけれども。
- 建設課 橋の上部が金属製になるので、その辺は塩害対応の重塗装という形で今回施工するということです。
- 委員 そうですね。入札価格はもうほぼ4者とも近い値で、だいぶ競り合っているなという感覚はありますので。
- 委員 入札参加業者4者ですけれども、予定価格を下回ったのが1者しかなかったということですね、これは。かなり業者としてコスト的に厳しい工事だということなのではないでしょうか。手一杯で受けられないということなのではないでしょうか。
- 建設課 そうですね。大きい工事ですので、皆さん施工したいという意思は結構あったと思います。5年間の債務負担の工事となるので、ある程度工事量を確保できるという形では、応募してきた業者さんは落札したいということで、ギリギリの線が入札してきたと思うのですけれども、やはり資材の高騰や技術者及び労働者の確保という面から見ると、予定価格ギリギリで落札したいというのがあったのかなと思っております。設計については、今はもう積算は町で積算しているように、業者さんも積算の技術はかなり上がってきていると思います。ですので、もう町的设计額と大体同じぐらいの似たような価格で判断できていると思います。それから見積を作成し入札する際に、社会情勢とか現場の状況とかを確認しながら見積額を調整するとは

と思いますが、その時点でギリギリの線で落札したいというのがあったのかなと思っていたところでは。

○委員長 何か3番の工事についてご意見ございますか。

これは5年の間に例えば急激な円安が進行してとか、資材価格が高騰して当初の金額では合わないというようなことがあった場合、向こうから泣きを入れてきて、工事価格の変更というのは認められるものですか。

○建設課 震災関係のものですと、価格高騰とかあった場合には変動によって設計を変えるというのは考慮しておりますので、そういった部分で価格が変われば、その辺は上下するのは有りだと思います。設計に反映していきたいと思っております。

○委員 そうですね。そういうことは認められているので。

○建設課 20%以上価格高騰があった場合は、申出があれば、協議し基準日を設け、それ以降の人件費とか、項目にもよりますけれども、その点に関しては、価格に関して見直しをすることになります。

○委員 それで実際に変更した実績はございますか。

○建設課 今までは……松島町は無いです。

○委員長 これは5年ですからね。5年の間に何が起こるか分かりませんものね。

○委員 人件費高騰とかで、さらに厳しくなるのでは。

○委員長 逆にいうと下がった場合、この辺を下げられれば良いんだけど。それもあるのでしょうか。

○建設課 そこは、すいません、上がるというイメージしかなかったのです。

○委員長 そうですよ。いや、今後最低賃金だって5年あればとんでもない金額に上がりますから、となると、どうなるかなという気がしますよ。

あと、何かございますか。よろしいでしょうか。

続いて、4番の工事について何かご意見ありますか。これは条件付ですが1者ですね。落札率が97%ということでもあります。あと、これは変更契約していますね。期間でしょうか。

○建設課 期間になります。

○委員長 期間の延期。平成28年3月が当初で、それが平成28年12月31日まで延びたと。理由は何ですか。

○建設課 いろいろ関係者との調整の中で、年度内に完了できない、どうしても12月まで工期を延ばさざるを得なかったというのが状況です。学校関係等もありまして。

- 委員 それは元々予想できないような理由があったということですか。
- 建設課 正直言いますと、なかなか期間的にも苦しいということで、工事はまずその年度の予算で発注しておいてというのがあります。3月31日までとするのは、そこから繰越もありきですよという話で、もう進めていきたいというのがあって、予想は大体はしていたのですが、やはり繰越になってしまったという形です。
- 委員 なかなか現在の制度では、年度をまたがって工事を発注するというのは難しいということですか。（「はい」の声あり）
- 委員 これは12月からですので、ある程度、繰越を想定したうえでの形にならざるを得ないというのは、当初からある程度見込まれていますので、県あたりですとそういう工事は実際かなり多いというのが実情だと思います。
- 建設課 本来であれば単年度で終わらせるというのが原則という形ですがけれども、震災以降ずっと続けてきている中で、用地買収などの事前準備が整わないと、なかなか発注まで漕ぎ着けられないというのがありまして、震災復興の避難道路ですので、工事ができる状態になりましたら、すぐにでも発注したいというのがあります。
- 委員長 あと、何かご意見ございますか。
- 委員 これは1者で1回目で決まっていますけれども、これも1者しか応募がなかったというのは何か理由がありますか。
- 建設課 やはり市街地での工事となると……
- 建設課 町場、市街地での工事……
- 建設課 現場条件的にも、あまり広いところではないし、震災で工事が沢山ある中で、興味を示してくれる業者がいなかったのかなと思っております。
- 委員 入札が始まる前に、1者しか参加者がいないというのは、業者さん自体すぐ分かるものですか。
- 建設課 業者さんからすると、会場に入った際に、初めて判明します。
- 委員 その辺は入札の金額に反映はされるのでしょうかね。1者ならちょっと高めでも良いだろうみたいな。
- 建設課 内訳書をもらうことになっているので……
- 建設課 入札書に記載してもらう金額は、内訳書の金額と同額にするとしているので、その時点で急に変えるというのは無いと思います。しかし、内訳書を3パターンや4パターン持参していれば、話は別ですがけれども。持参しているということは、その金額で入れようという頭が

あるのでは……

○委員長 あと、何かございますでしょうか。よろしいですか。

では、次に5番目の工事はいかがでしょうか。

○委員 5も同じような感じですね。

○委員長 そうですね。同じですね。これも期間の延長でしょうかね。（「はい」の声あり）しかも、これは落札率が99%と、かなり予定価格と……

○委員 不落随契で2回入札してからの随契ですから、やむを得ないのではないですかね、99%でも。

○委員 近づきますよね。

○委員 震災の関係で、これは当然どこでも同じだと思うのですがけれども、松島町の場合は、例えば全然入札者がいなかったりとか、いても不調になったりとか、そういうのは全体の大体何%、割合は。震災直後から今まで時間的な経過で変化はしているのでしょうかけれども、今現在、例えば前年度の平成27年度ですね。

○事務局 確かな数字……

○委員 大体でいいです。

○事務局 工事全体で90件までいかないうち、大体1割くらい……

○委員 1割ぐらいが不調。

○事務局 そうですね。2割まではいかないぐらい、1割ぐらい。

○委員 前よりは少し良くなってきているという感じですか。

○事務局 そんなに大きくは変わっていません。応募業者がいなかったから不調とか、全者辞退で不調とかというのは、まだあります。

○委員 そうですか。

○委員長 5番はこれでよろしいですか。

では、6番。これも1者で99%。工事変更契約、内容が変更されたということですが、これはどういった内容が変更されたのですか。

○建設課 下部工事ということで発注したのですが、現地の詳細調査と、あと、三陸自動車道ということで道路管理者が宮城県道路公社であります。そちらと協議した中で、仮設を当初単管足場という常設の足場で考えていたのですが、どうしてもそれだけではできない、避けなければいけない、高速道路上なので。そうしますと、今回に関しては高所作業車による工事工種を新たに追加しまして、その関係で今回増額延期をしております。

○委員長 何かご意見ございますか。

○委員 参加資格条件の中に、過去10年において同種工事を施工した実績を有する者とありますが、これと③の18億の大きい工事は実績を求めています、他の案件は求めていますよね。何かあるのですか。

○建設課 2つに関しては橋梁関係であり、他の工事と比べると、技術力が必要と判断したので、実績を求めています。その他に関しては、金額は大きいのですが基本的には道路改良ということで、大きく技術力を必要としないということで、実績に関しては条件の中に入れていないということです。

○委員 それは町の規則、入札参加基準とか、用意されている例規要綱ファイルに載っているのですが、それプラス委員会で、契約審査委員会でしたっけ、そこで、その都度意見が出たら加えるという形なのですか。

○建設課 意見ではなくて、委員会に提出する際に、あらかじめ入れて提案させてもらっているという形です。

○委員 特に統一的な決まりではなく……

○建設課 特殊な部分があれば、その部分について追加するという形をとっております。

○委員 分かりました。

○委員 特に補修工事ですと、やはり再劣化というのも懸念されますし、一定の実績が無いと、本当にやるだけ無駄な工事になってしまう場合がありますから、こういった実績がある程度きちっとしているというところは、私はとても大事だと思っております。

○委員長 他に何かご意見ございますか。

○委員 よろしいですか。やはり補修工事ですと、初めに見た劣化とかそういったものがあったとしても、いろいろと詳細点検をしていくと、もっとこんなところが壊れているとか追加で出てくるケースというのが結構あるのですけれども、それで町のお金が追加で出せないとなると、会社もかなり疲弊してしまいますので、その辺の対応はどうされていますか。

○建設課 その点は考えてはいたのですが、今回、この工事に関しては無かったということになります。

○委員 分かりました。

○委員長 変更契約で、高所作業車とか随時対応されているようですけれども。あと、ご意見はございますか。よろしいですか。

はい、では7番目の工事についてはいかがでしょうか。こちらは金額が大きいということが

あります。あと、期間の変更ですね、これも。（「はい」の声あり）期間の変更が3月から10ヶ月延びて29年1月までとなったようですね。これも公告の受付が1月ですから、やはり3月末までに完成ということ自体にかなり無理があるのではないかという気がしますけれども、その辺も含めて皆さんご意見何かございますでしょうか。

○委員 これは逆に入札参加者数が2者になって落札率が81%で低いのですけれども、どうしてこれは低くなっているのですか。

○建設課 今回落札した方は、県北の内陸の方で、ちょうど年度末で人がいてというふうに……

○建設課 あと、業者さんも、松島が初めての業者さんですので、その辺をやりたいという意識もあって、ぜひ落札したいというのもあったのかなというイメージがあります。

○委員 確かに一覧表の入札月日を見ると、11月とかは入札が多くて3月は少ないので、手が空いてる業者さんがぶつかりやすかったということなのですかね。

○建設課 あと、他と比べて資材が掛からないとか、そういう部分も若干落札額に反映したのかなど。

○委員 現実問題として、入札のスケジュールを上手に平準化して、特定の期日に入札が集中しないようにするというのは難しいのですか。

○建設課 先程も申し上げましたが、用地買収が必要なところがありますと、どうしても用地買収に制約を受けてしまうというのが1つあります。あと、町としては、できるだけ土工事関係が含まれる案件は冬場にやりたくないというのがありまして、それを避けたいというのがありますけれども、用地の絡みで発注するような箇所については、用地が終わってすぐに出したいというのがありましたので、すぐ出して業者さんを確保させていただいて、早く工事を終わらせたいというのがあったので、なかなか平準化するというのが難しいというのがありました。

○委員長 何かご意見ございますか。よろしいですか。では、どうもありがとうございました。

次は、水道事業所施設班、8番目と9番目、2件続けてご説明をお願いします。

○水道事業所 水道事業所長の佐藤です。よろしくをお願いします。詳細は班長に説明させます。

○水道事業所 班長の郷古です。それでは、説明申し上げます。

審議番号8番、事業名が下27工第054号蛇ヶ崎排水区雨水管渠築造工事でございます。こちらにつきましては雨水管渠ということで、延長が517メートルの整備を行っているところでございます。事業場所につきましては、松島町松島字小梨屋外地内でございます。

執行方法としまして、条件付一般競争入札を行っていきまして、入札参加者数が1者。参加の条件等は、宮城県内に本店または支店若しくは営業所を有している者。経審の総合評定値につ

いては、土木一式工事800点以上の者ということで募っています。

落札率については99%。契約の相手方が〇〇〇となっております。

続きまして、審議番号9番、下27工第076号浪打浜排水区雨水管渠築造工事でございます。こちらについては施工延長が966メートル。施工場所につきましては、松島町松島字町内地内です。

こちらも条件付一般競争入札で行っておりまして、入札参加者数が4者。参加条件としましては、宮城県内に本店または支店若しくは営業所を有している者、経審の総合評定値については、土木一式工事800点以上の者ということで募っています。

落札率については80%。契約の相手方は〇〇〇となっております。

説明は以上です。

○委員長 この8番、9番両方とも結果的には〇〇〇に決定しているということです。それから、8番が1者、条件付とはいえ1者。9番は4者ですけれども、一番安い〇〇〇さん、これが最低制限価格未満で失格になっていると。その辺が特徴だと思いますけれども。変更は期間の変更ですかね。（「はい」の声あり）ほぼ1年ぐらい期間の延長をされているという。ご意見ございますか。

何か〇〇〇さんだけが両方に応募してきている。

○委員 やはり年末だと、なかなかやりたくないんですかね。

○委員長 いや、結果的には工期延長していますから、そのほぼ1年の間に、平成29年1月と3月までにこの2つの工事を完了すれば良いというふうにも見えてしまうのですが。おまけに雨水の工事、場所は若干違うけれども、同じような業者さんがやるものなのかなという気がしますけれども。

○水道事業所 8番につきましては住宅街というところもありまして、なかなかその辺で業者さんも現場を確認しながら応札しているというところもあるかと思うのですけれども、そのために現場条件が厳しいところというのは、なかなかやりにくいというのもあるかと思います。

○委員長 騒音対策とかでしょうかね。

○水道事業所 施工条件でやはり厳しいとか、住宅と隣接していたりするという。

○委員長 何かご意見ございますか。

○委員 逆に、9番の方が入札者が多くなったというのは、どういうことが理由なのでしょう。

○水道事業所 こちらの方は、松島海岸公園エリアの雨水管渠整備ということなのですが、道路

幅員が広がったりとか、現場条件が若干8番の案件よりは良いところもあります。

○委員 そういふ条件というものは、設計額には反映されないものなのですか。

○水道事業所 はい。

○委員 額も関係あるのではないですか、やはり。

○水道事業所 そうですね。いろんな業種の中で、ロットを大きくしないと受け手側もいないという状況も続いていますので、額による取り方というのものもあるかと思ひます。

○委員 あと、基本的な事務手続の話ですが、辞退が2者あるのですけれども、辞退というのは、事務手続上、最初はエントリーしますよね。それが実際には入札には来ないということですよ。

○水道事業所 そうですね。入札の前までに辞退届というものを提出してもらひます。

○委員 辞退理由というものは、知らせてくれるのですか。

○水道事業所 はい。辞退理由も記載されてくるのですが、その中で確認したところ、配置予定だった技術者の方が配置できなかつたりというところが理由となつておりました。

○委員 他の仕事が取れたとか……

○委員長 いかがでしょうか。この8番、9番両方について何かご意見は。よろしいですか。では、結構でございます。ありがとうございます。

休憩入れますか。どうしますか。では、ちょっと休憩をしてから。

[休憩]

○委員長 それでは、業務委託契約に入ります。

1番が総務課さん、総務課さんのは1番だけですかね。(「はい」の声あり)では、1番をご説明願ひます。

○総務課 事業名は、総27委第263号マイナンバー制度に伴うシステム改修業務委託です。

この業務は、現行リースの人事給与システムのマイナンバー制度に伴うシステム改修業務でございまして、随意契約したものでございます。この人事給与システムでございまして、平成26年度に公募型プロポーザルでシステムを導入してございまして、当委員会からの指導のとおり、リース料、それから保守料含めて契約してございまして、

リース期間は平成26年7月から平成30年9月となつてございまして、住民情報システム、財務会計システム、人事給与システム、介護システムとリースアップ期間を同一としまして、

平成30年9月に一斉に入替する予定であります。期間中はこのベンダーである〇〇〇と改修・補修については随意契約をしていくということでございますので、随意契約をさせていただいております。以上です。

○委員長 ありがとうございます。こちらは保守契約も込みでやっているということでございますが、随意契約の妥当性、ご説明ありましたとおりと。あと落札率が59%となっておりますけれども……

○委員 100%じゃないですか。

○委員長 ……あれ……

○委員 2番が59%。

○委員長 そうですか。すいません。そうですね。100%。

何かご意見ございますか。

○委員 金額はこのシステム導入時の見積どおりの金額でということですか。

○総務課 リース料・保守料についてはもちろん導入時のお金ですが、これについてはマイナンバー制度導入に係るものでございますので、新たに発生させた金額ということです。

○委員 予定されている金額であればいいんですけれども、そうではない場合だと、この数字が世間一般から見て、そんなにおかしくない数字である、妥当な数字であるということは、何か判断材料というのはあるのでしょうか。

○総務課 今回、マイナンバー制度に関して各システムがカスタマイズされています。先程申し上げましたように、住民情報システム、財務会計システム、人事給与システム、それから介護保険システム、全て変わっている訳ですが、総務省の所管、それから厚生労働省の所管分については、そちらの省庁からある程度の仕様が来ています。ですが、人事給与システムについては全く来ていない。私ども独自でどんなシステムにしていくか、このベンダーと協力して相談してやっていかざるを得ないということで、必然的にこの落札率というのが上がってきているのだらうなと思います。

○委員 この100万の設計の積算はどういうふうに行っているのですか。

○総務課 これは参考見積をベンダーからもらいまして……

○委員 どこからですか。

○総務課 〇〇〇です。そこからもらいまして、それを基に積算しております。

○委員 何か他の自治体とある程度の連携があって、当然、他の自治体もこういう制度を導入しますから、それでどのくらいお金がかかっているとかというような情報のやり取りは可能な

のですか。

○総務課 情報のやり取りはしていますが、数量も全く違いますので、例えば職員の数、それから人事給与システムの仕様自体が違ってきますので、情報はいただきますが、あまりこれに反映できないというのが現状です。ただ皆さんのところを見ると、当町の様に人事給与システムについては、落札率が100%になっているところがほとんどです。

○委員長 その他のところも〇〇〇なのでしょうか。

○総務課 〇〇〇のところもありますし、それ以外のところもあります。あとは、基幹システムに人事給与システムを入れているところもありますので、人事給与システムだけ抜き出してというのはちょっと難しい。当町は人事給与システムを後付けしましたので、分かれておりますけれども、よそは他のシステムと一緒にしているので、なかなか難しいところがあります。

○委員長 〇〇〇の本店は栃木県みたいですが、営業所が仙台にあるのでしょうか。

○総務課 古川にあります。

○委員長 古川ですか。〇〇〇とかそういったあっちのほうと絡みがあって……ちょっと不思議ですね。

○総務課 〇〇〇は財務会計システムで結構やっている業者さんで、いろんなシステムができるように構築していきました。元々は県内ですと古川市役所のシステムだけをやっていたのですが、どうも使い勝手が良いという評判が出てきまして、いろんな自治体で入れているのが現状です。

○委員長 あと、何かございますか。よろしいですか。ありがとうございました。

2番目、これも〇〇〇さん、個人認証関係、じゃ、ご説明をお願いします。

○町民福祉課 事業内容につきましては、今年1月から発行されたマイナンバーカードに係るものであり、これまでは住基カードで認証していましたが、この住基カードに関連した公的個人認証情報の消去、具体的には機器のデータ消去、端末撤去になります。

積算につきましては、参考見積を〇〇〇さんからいただき、行いました。

そして実際に見積徴収し開札した結果、参考見積よりも低価格であったため、落札率が59%になりました。

○委員長 これは金額は小さいですけども、随意契約ということでピックアップしました。1者随契ですね。何かご意見はございますか。

○委員 設計も〇〇〇さんの見積りで設計して、そこからさらに任意で59%の契約にしてもらったということですか。

○町民福祉課 そういうことになります。

○委員 1者見積、〇〇〇さんだけですよね、これ。

○町民福祉課 はい。

○委員 それで、実際に契約したのは59%になったと。

○町民福祉課 これまでもこの機器は保守点検を毎年契約させていただいて、〇〇〇としてずっとこれまで保守を管理しているという状況にありますので、そのデータ消去についてもその内容を熟知しているというところで、〇〇〇以外の業者にはちょっと考えられない。

○委員 あれですね、安い契約だから、わざと落札率が低くなるような行動をとったのかもしれないですね。

○委員 なるほど。

○委員 値引きしてあげますよみたいな。

○委員 1番目の案件も落札していますから、総務課さんのと合わせ技で……

○委員長 そうということですかね。

○委員 逆に、最初の見積はどうだったという話になりますけど、しょうがないですかね。

○委員長 他に何かご意見ございますか。

これは町の積算と向こうの見積を見ると、一番大きいのはデータ消去ですかね。こちらは5万5,000円で見積もったのが、実際は2万3,000円というところですかね。あとは機器費は大して変わらない。一番はそこだったのかなという感じですね。あと、人件費の見積、作業員の。そして日数、3日間というところが1.3日というようなところですか。

他にご意見何かございますか。よろしいですか。ありがとうございました。

次が産業観光課。3、4、5。班が違いますね。

○産業観光課 はい。

○委員長 では、3だけでお願いします。

○産業観光課 観27委第297号観光施設Wi-Fi環境保守運用業務委託でございます。担当者に説明させます。

○産業観光課 観26委第321号松島町観光施設Wi-Fi環境整備業務委託で整備しました観光施設5拠点のWi-Fi設備の保守運用業務委託となっております。

○産業観光課 本体事業となる観26委第321号松島町観光施設Wi-Fi環境整備業務委託ですが、平成26年度から平成27年度に繰越し、平成27年7月にプロポーザルを実施しました。その際に、保守もセットで運用するという仕様で契約したため、落札率100%という

結果になっています。簡単ですが、説明は以上です。

○委員長 それなら、当初から……

○産業観光課 本体事業の契約時に、一緒にできたら良かったと後から思うところではあるのですが、財源が地方創生の過疎化交付金の補助を受けるものであったため、先行してやらざるを得ない状況になっていました。財源面の事情から、保守が後追いという形になっております。

○委員長 分かりました。何かご意見ございますか。

○委員 この保守運用の経費というのは、国からの補助が出るのですか。

○産業観光課 維持管理につきましては、町の単独となります。

○委員 そうすると、ずっとこれからも単独でやらなくてはならないと……

○産業観光課 設置している限りは発生するものとなっております。

○委員 協議したと書いてありますよね。では、元々そのシステムと同時に、このぐらいで保守点検やりますよというのは決めていて、それに従った金額であるということに理解してよろしいですか。

○産業観光課 そうでございます。

○委員 ちなみに具体的な保守のやり方というのは、ちゃんと電波が出ているかどうか等を調べる感じですか。

○産業観光課 そうですね。

○産業観光課 保守の内容としては、主にサーバーメンテナンス等、そしてW i - F i 環境、要するに青少年フィルターの更新運用やコンテンツリーダーの情報更新、アクセスログの保存、災害時のW i - F i の無料開放等になっております。

○委員 分かりました。

○委員長 この業務は、〇〇〇さん以外に頼むことはなかなかできないということでございますね。

○産業観光課 はい。

○委員 アクセスしたログとかの解析などもやるのですか。自分達でそのデータをもらって、どういうところからのアクセスが多いとか何かそういうことは……

○産業観光課 はい、月毎に報告が来まして、そちらに詳細が記されている形になります。

○委員長 W i - F i はどのぐらいの範囲で利用可能ですか、松島町内は。

○産業観光課 松島町で公共施設5拠点は整備したのですが、その施設から離れると電波が弱まってしまいます。施設内にいる間は大丈夫ですが、離れば、おっしゃるとおりどんど

ん電波が弱まって入らないという感じになります。その施設にいる時に限られるのかなと思います。

○委員 他に増やす予定はないのですか。

○産業観光課 ええ、そうですね。松島エリアは県の助成が充足しておりまして、ホテル関係とか何百万円以上のものは、県の助成を受けてやっているということがございますので、それとすみ分けをしながら、小さな商店とか個人に関しては補助金を個人に渡しながら実施しておりますので、施設としてはここまでなのかなと感じております。

○委員 町としてはね。

○産業観光課 はい。

○委員長 外国からの観光客とかは、OA端末を持参しているいろいろやるのでしょうか、今後ますますこれは重要視されてくるでしょうね。分かりました。あと何かご意見ございますか。

次は4番、5番、これは同じ産業振興班ですね。一括でご説明をお願いします。

○産業観光課 こちらの2業務につきまして、事業概要、随契理由、契約理由等を担当者に説明させます。

○産業観光課 では、4番、産27委第250号森林育成事業（秋定期伐）業務委託について説明申し上げます。

本業務は、平成27年9月に調査したマツクイムシの被害木調査に基づく被害木の伐倒駆除業務であります。この業務は木登り作業や玉かけ作業、チェーンソー作業などの危険が伴う業務であります。

業者の指名理由としまして、先程申し上げたとおり危険を伴う作業があることから、作業に精通し、また労働安全衛生法講習を修了した技術者を有する町内の事業者及びマツクイムシ被害のメカニズムや森林業の専門知識がある〇〇〇を加えた5者を指名したものであります。

落札率が99%となっておりますが、私どもで設計した単価は、宮城県が毎年定める標準単価を基に設計しております。宮城県は元々国が定めて公開している作業単価を元に標準単価を計算しており、公表されているので、業者さんも閲覧可能です。従って、予定価格に近い金額になったのだと推測されます。

このまま説明を続けてよろしいでしょうか。

○委員長 お願いします。

○産業観光課 続きまして、5番、産27委第270号さけますふ化場周辺草刈・枝払業務委託について説明申し上げます。

こちらの業務は、産業観光課産業振興班が所管しているさけますふ化場の維持管理を目的とした簡易な草刈作業及び枝払作業になります。

指名の理由としては、地方自治法施行令第167条の2、松島町財務規則第101条、要約して説明申し上げますが、障害者や高齢者の雇用促進を図る社会への貢献団体との契約に関しては、1者と随意契約等で行うことができるとありますので、本業務は特別な技術を必要とする業務ではないため、高齢者の雇用促進を目的としている〇〇〇と1者随意契約したものになります。

以上で説明を終わります。

○産業観光課 補足します。

担当者が説明申し上げた地方自治法施行令第167条の2第1項、第3項にも規定がございますが、町の財務規則100条の2の2にも同じように設けておりますので、それに従い実施したものでございます。以上です。

○委員長 ありがとうございます。4番目の方が指名競争入札をやったけれども、落札率99%というところでピックアップしてみましたけれども、これについて何かご意見ございますか。

○委員 これは5者指名したということですがけれども、町内には5者しか技術者がいる業者がいなかったということですか。

○産業観光課 そうですね。

○産業観光課 町内4者と〇〇〇、合わせて5者になります。

○委員 町内限定ではなく、もう少し範囲を広げると業者の数は増えますか。

○産業観光課 塩釜地区2市3町まで広げても差し支えはありませんが、造園業者さんで、高所作業、マツクイムシ被害のメカニズムの講習を受けた業者さんとなると限定されてしまいます。町内であれば、造園業者さんに「講習に出席して下さい。」ということをお願いしているので、全て受講していますが、塩釜地区2市3町と広げてしまうと、受けている業者さんもいますし、受けていない業者さんもいますので、その辺の届出がちょっと把握できかねます。各業者全てを調査するとなると大変なので、町内に限定している状況です。

○委員 なるほど。

○委員 金額に応じて、指名競争入札は何者以上という決まりがあると思いますが、今回のケースは問題ありませんか。

○事務局 決まりはあります。問題ありません。

○委員 分かりました。

○委員長 入札調書を見ると、2位の〇〇〇は入札価格が予定価格と同じという、端数を切った〇〇〇さんが落札したと見えますけど。

○委員 この数字自体、予想できる……、単価が公表されているから。正確に推定される……

○産業観光課 この作業内容からして、ほぼ人件費なので、そうすると労務単価、人件費の単価は業界の方はご存じだろうし、見た目でもどのくらい掛かるというのも経験上把握できると思います。

○委員 その上で各者ほとんど値引きはしないというか、ジャストの金額で入れてきているというのは、あまり積極的にやりたいような仕事でもないということなのか……

○産業観光課 毎年春と秋と定期的に年2回行われる事業でございますので、内容はやはり、周知の事実になっているのだろうと。そこで、他の事業との兼ね合いで……

○委員 うま味がないからということなのですかね。何かこういう、複数で入札されているのに、こんなに数字がギリギリでというのが、ちょっと気に掛かるころではあります。

○委員長 何か意見ございますか。では、5番の方ですけれども、こちらは1者の随契で、こちらは何か新しい手法で今回……

○事務局 規則に随意契約できる場合の項目を新しく設けて、それに準じてやっているものになります。

○委員長 ということですかね。〇〇〇、公益社団法人になっていきますので、そういった公益事業に協力するというのも町の仕事の1つかなというふうに思いますけれども。こちらについて何かご意見ございますでしょうか。よろしいですか。はい、ありがとうございます。

建設課建設班は6、7、8の3件でしょうか。（「はい。3件になります。」の声あり）では、その3件について一括で説明をお願いします。

○建設課 それでは、説明申し上げます。

審査番号6番、委託名は建26委第327号町道根廻・磯崎線避難道路整備工事に伴う補償調査業務委託になります。

こちらにつきましては、根廻・磯崎線の避難道路の用地買収に当たり、立木の調査ということで該当範囲42,200㎡に関して行っております。委託場所が宮城郡松島町根廻字人笥地内。履行期間が平成27年12月1日から平成28年9月30日までとなっております。

条件付一般競争入札で行ってございまして、参加条件としましては、補償関係コンサルタント業務に登録されていること、宮城県に本店または支店若しくは営業所を有していること、管理技術者または照査技術者に補償業務管理士の資格を有している者を配置できることで募りまし

て、10者の応募がありました。

結果としまして、落札率が51%、受託者が〇〇〇となっております。

続きまして、審査番号7番、委託名が建26委第328号町道根廻・磯崎線避難道路整備工事に伴う情報ボックス移転設計業務委託になります。

こちらは避難道路の整備となりまして、国道45号線の交差点改良を行う予定になっております。その交差点部の歩道内にあります国土交通省所有の情報ボックスを移転するための設計になります。委託場所が宮城郡松島町根廻字人笥地内。履行期間が平成27年12月1日から平成28年9月30日までとなっております。こちら条件付一般競争入札で行いました。

参加条件としましては、設計コンサルタント・道路に登録されていること、宮城県内に本店または支店若しくは営業所を有していること、管理技術者または照査技術者に技術士（建設部門・道路）またはRCM（登録技術部門・道路）の資格を有している者を配置できる者であることで募りまして、9者の応募がありまして、最終的に入札参加に関しましては2者辞退がありまして7者となっております。

入札の結果、落札率が60%で、〇〇〇が受託しております。

続きまして、審査番号8番になります。こちらは委託名が建27委第318号手樽字釜地前地内用地測量業務委託になります。履行期間が平成28年3月11日から平成28年3月31日までとなっております。

こちらに関しましては、発注方法が随意契約となっております。随意契約理由としましては、本件は用地測量の分筆業務を発注するものであり、測量設計の場所においては、平成17年に宮城県で行われました急傾斜地対策事業で実施した法面の工事箇所の隣接地が対象地でありまして、隣接地の所有者から町へ土地を寄附したいという要望がありまして、町としては法面の影響部だけを分筆し町が管理していく必要があることから、分筆測量を発注したものであります。地権者から早急に寄附の登記をしてほしいということから、随意契約としました。

業者の選定については、測量に登録している者から、松島町において実績があり施工能力が十分にある3者を選定しております。

見積徴収した結果、落札率が94%、〇〇〇が受託しております。

以上で説明を終わります。

○委員長 8番について、工事変更契約、内容を変更しているようですが、そちらの内容と理由もご説明願います。

○建設課 当初は用地の杭等がないということで、復元測量も含めて発注したのですが、現地調

査した結果、用地杭が残存していたことが判明し、復元測量及び境界確認に関して不要になったため、減額しております。

○委員長 そういうことですね。分かりました。

6番については、低入ですね。51%ですから。最低制限価格が50%でしょうか。

○建設課 はい。

○委員長 それをкаろうじて上回っていると。7番も同じく61%、非常に低いと。これも低入ということでピックアップしました。皆様のご意見を6番からお願いします。

設計事務所は仕事が減ってきていて、前回の委員会の際にも同じような案件が……

○委員 前からそういう傾向がありますね。設計に関しては特に競争が厳しいという……

○委員 厳しいですね。最低制限価格を狙ってギリギリでとれるか失格になるかというそんな感じですね。

○委員長 270万から上は620万という2倍以上の差があるようですけれども。何かご意見ありませんか。

では、7番のはどうでしょうか。こちらもコンサル。履行期間の延長ね。

○建設課 はい。

○委員長 11月12月だと、ちょっと3月までは無理ということですね。

○委員 これも最低制限価格が50%というのは、業者さんも知っている……

○建設課 ホームページ上にも計算式は公表していますので。

○委員 それなら、積算がいかにか正しいかどうかですね。

○委員長 何かご意見ございませんか。

○委員 過去にこういう50%ぐらいで発注したものについて、その後の検査で問題というのは見つかっていますか。

○建設課 無いです。

○委員 できるということですね。

○建設課 新規の方が多く、実績作りもあるのか、丁寧にやられている印象があります。

○委員長 なるほどね。

○委員 そうですか。

○委員長 よろしいでしょうか。8番。変更理由も合理的かとは思うのですけれども。よろしいですかね。はい、ありがとうございました。

9番は条件付一般競争入札ですけれども、入札参加者数26者と。落札率がもう最低制限価

格の50%ということで、その辺のところを説明していただければと思います。お願いします。

○建設課 復27委第303号町道磯崎・手樽線道路整備詳細設計業務委託でございます。発注方法としましては、条件付一般競争入札で行っています。応募業者数26者でございます。

参加条件として、道路の設計業務、測量業務に登録されていること、管理技術者につきましては、建設部門・道路の資格を有することで募っています。昨年度一番業者数が集まった案件です。

本業務は、道路幅員4メートル未満のところを、建築基準法の許可が出る4メートルにするために道路拡幅を行う業務でございます。施工延長200メートルでございます。

補償も伴わない事業でございます。例えば、家屋の移転補償とか。なので、中身としましては、比較的簡単な部類ではないかと思えます。

落札率が50%ということですが、道路の設計業務につきましては、我々も国土交通省の設計歩掛を元に設計単価を算出しています。設計歩掛ですけれども、国土交通省のホームページに公表されています。宮城県の労務単価も公表されています。従って、同じ歩掛等を使用すれば、近い数字まで算出できるということになります。

その中で、今回26者、復興事業の最盛期だった平成25・26年度あたりは皆さん仕事は沢山あったのですけれども、平成27年度から設計関係の仕事が宮城県内で非常に少なくなってきた中で、こういった入札公告を出すと、業者さんがこれだけ集まってきたということです。その中でどうしても仕事がほしいということであれば、頑張ってくださいとか、どこまで削れるかというところを考慮したうえでの応札金額だったのではないかと町では判断しています。以上です。

○委員長 失格が10者ですからね、ギリギリのところを、もちろん最低制限価格50%ということはもう周知されている訳だから……（「そうですね」の声あり）そのところを狙ってということなのでしょうね。

○建設課 参考までに申し上げます。松島は最低制限価格50%という基準があります。例えば、東松島市はそれがございません。ですので、落札率10数%台。あと、黒川地区につきましても、富谷、大和、大衡、その辺も最低制限価格はございません。ですので、同じ業務を出しても落札率は10数%台、ひどい業者だと、1桁台の落札率のケースがあるということでございます。仙台市が昨年度これを50%から70%に引き上げています。

○委員 落札業者さんの積算内訳書がありますが、結局、50%にして何を減らしているのですか。人件費ですか。

- 建設課 人件費ですね。
- 委員 それは単価という訳にはいかないから、数量ですか。何を……
- 建設課 数量というより、人の値段ですね。最後はもう業者さんの割引という形で引いている。
- 委員 そうですか。
- 委員 今回、これだけ集まった理由というのは何か考えられますか。
- 建設課 先程も申し上げましたが、道路を広げるため現地を測量して設計を行う業務でございます。現場条件としましては、既成住宅地の中で3.5メートル幅員のところを4メートルぐらいに広げるような工事内容ですが、家屋の移転とかそういった複雑なコンサル業務が発生する地域ではなくて、ある程度既存で空き地があるところを広げていくという設計内容でございますので、比較的簡易な部門に入る道路の設計業務だということで、人気があるというか、集中すれば数ヶ月で、2～3ヶ月で完成しますので、会社としては利益が上がるという恵まれた……
- 委員 確かにそうですね。
- 建設課 早く終われば会社の利益は上がるかと思っております。
- 委員長 あと何かご意見ございますか。期間の変更はもう、2月からですので、3月までにはちょっと終わらない。
- 建設課 そうですね。これも復興交付金事業で、復興庁の認可が出たのが1月の下旬でしたので、そこから事業スタートとなりましたので。
- 委員長 よろしいでしょうか。はい、結構です。ありがとうございました。
- では、次の案件に移ります。〇〇〇に対する清掃業務委託ですね。ピックアップ理由は〇〇〇の案件と同じで、新しい手法で随意契約をしたということです。その辺を含めてご説明願います。
- 教育課 手樽地域交流センター他浄化槽清掃業務委託になります。
- 松島町に入札参加資格登録をしている業者のうち、清掃（浄化槽）に業種登録があり、松島町内の浄化槽の清掃について許可を受けている者が〇〇〇のみであったため、1者随契とさせていただきます。
- 委員長 ……あれ……新しい手法というのはどの辺で……
- 事務局 この案件は障害者や高齢者は関係ないので、従来どおり……
- 委員長 ああ、そうなんですか。
- 委員 前年度と同じですか。毎年やっていると思うのですけれども。

○事務局 前年度も同じ契約を結んでいまして、同じく1者になります。

○委員長 そうですね。従来は数者いたんですけれども、町内の皆で組合になって、結果的にこしかないという。ですから、これはずっとそういったケースなので、そこに頼むしかないというのは、何か資格制限と言うんでしょうか、これだと1者独占になってしまいますので、他のエリアで一度頼んでみるとかそういったこともやったらいいのではないのでしょうかとか、そういったアドバイスをしてきた経緯があるところがございます。

何かご意見ございますか。

○委員 結局、どのくらい利益を得ているのでしょうかね。

○委員長 そうですよ、本当に。私、公認会計士なので、こういったところの決算書を見てみたいなど、そういう気はするところですけどね。

○委員 結局、どのくらいの単価でこの事業をしていって、結果的にどれくらいの利益を得ているのかというのが分からないと、結局、1者随契で見積に基づいてやっていて、この値段が適正なのかどうかというのは全く分からないという感じがしますね。

○委員 見積はこの業者さんからしか貰っていないのですか、設計するための。

○教育課 当初予算を作成する段階で見積をいただいているのですけれども、1者からのみ貰っている状態です。正直なところ、適正かどうかという……

○委員 でも、これは恐らく浄化の方式によって違うのでしょうかけれども、それぞれ一般的なもので、その業者さんに聞かなくても一般的なもので設計可能の様な気がするのですけれども、いずれ最終的にこの業者さんに頼むということで随契しても理由になると思うのですけれども、設計する際には、いろいろ比較検討して妥当な金額というのを何か出せるような、例えばこの業者さん以外にも聞いてみるとか、それできちっとした設計をして妥当な金額でもって、額も小さいし町内の業者さんだし、実績も有るのでここに随契するという理由で良いと思いますが、何かそういう話を聞くとか、金額的にどうなのかというのは若干……

○委員 これは登録がここ1者しかないという、近隣の市町村まで広げればもっと有る訳ですよ、やれる業者というのが。それをあえて広げないという……

○委員 松島町としては町内の業者さんに……同じ額だったらね。

○委員 政策的配慮ということによろしいのですか。

○委員 ええ、ですけれども、ただその妥当な設計額を決めるに当たって、ここの業者さんだけ聞くというのはどうか。ここに頼むにしても、妥当な額がいくらかということは他にも聞いてみて、比較検討した方が良いかなという気はしますけれどもね。

- 委員長 この委託設計書というのは、もちろん町が……
- 教育課 そうですね。町が作成はしますけれども、どうしても見積を参考にして作成しますので、似たり寄ったりの感じにはなってしまいますね。
- 委員長 何かこういったものは、地域内の業者さんになるべくお願いしたいという気持ちも分かるので、横の繋がりと言いますかね、近隣市町村ではどうなんだという、金額の妥当性を判断するしかないのかなという気はしますけれどもね。
- 委員 町内の業者さんをお願いしたいという気持ちは分かりますけれども、それを言ったらこの業界だけではなくて、他だって同じことですよ。必ずしも松島町の業者だけを参加させている訳ではないですよ。
- 事務局 許可の段階で、町内の業者にだけに許可を出しているの、参加自体そこしかできないという……ただ、例えば、周辺自治体で許可を受けている業者さんに、試しに聞いてみてはどうのご意見ですよ。
- 委員 誰に随契するかというのは、町の考え方のとおりで良いのですが、問題は、その設計額が妥当かどうかということなのです。頼む業者だけに聞いていたのでは、妥当かどうか判断できないから、もう少し広くという点で、今言ったように研究した方が良いのかなということです。
- 委員長 この辺はいつも問題になる場所ですね。
- あと、何かございますか。よろしいでしょうか。はい、結構です。ありがとうございました。
- 委員 清掃関係というのは、ほとんど人件費だけで終わりなのではないでしょうか。機械とか何か……
- 委員長 道具代とかそういったものがあるかと思います。車等ね。
- 委員 どちらもあつたでしょうね。
- 委員長 では、11番、水道事業所施設班、こちらは1者の随意契約というところですね。落札率94%。1者随意契約の理由を中心にご説明願います。
- 水道事業所 それでは、説明申し上げます。

審議番号11番になります。事業名が上27委第265号塩素ガス滅菌設備保守業務委託でございます。事業場所につきましては、松島町松島字鴻ノ谷地6-1外地内となります。事業期間につきましては、平成27年11月17日から平成28年3月25日までとなります。

随意契約の理由としましては、塩素ガスの調整を行う真空調整器の点検整備でございまして、製品が米国の〇〇〇製ということもありまして、取扱業者が限られるということから、随意契

約をしております。

落札率につきましては94%、契約の相手方は〇〇〇となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長 では、随意契約としては特殊なものということですね。皆様、ご意見ございますか。

○委員 これは毎年やるのですか。

○水道事業所 そうですね、ここ2、3年。以前は故障した際にやっていました。導入してから年数も経っているものなので、保守点検という意味で、最近は毎年やっています。

○委員長 この見積をベースに、町で設計したということですかね。

○水道事業所 はい。

○委員 この二子屋浄水場とか3箇所名前が出ていますけれども、3箇所ともこの〇〇〇の製品を使っているということですか。

○水道事業所 はい。

○委員 もうほとんど独占的なことになっているのですね。他のは入れられないという状況なのですね。

○水道事業所 そういうことになります。他のを付けると保証できかねるところがどうしても出てきますので。

○委員 これは造られてから何年ぐらい経つ構造物なのですか。

○水道事業所 二子屋ですと、もう40年……

○委員 そろそろという感じですよ。今もう既にこれはあるものなので、当然こういった同じ様な会社に頼まないといけなんでしょうけれども、もし新しく建て替える場合には、当然ながら違うメーカーのものになる可能性はありますから。

○水道事業所 そういうことになりますね。今まさに浄水場等の新しい計画を立てているところでして、必ずまたこの製品になるとは限らないですから。

○委員 その際には、保守メンテナンスも含めた契約みたいな形とか、検討が必要かと思うのですが。

○水道事業所 40年前の塩素滅菌関係ですと、そもそも日本製よりアメリカ製が良いというところがありましたが、今は日本製でも別に遜色ない設備があるはずですので、必ずしもアメリカ製でなければならぬということはありません。

○委員長 設備の更新の際でしょうかね。もう40年ですから、そろそろではないでしょうか。

○委員 これは毎年保守が必要になりますから。つまり100万ぐらい毎年。

○水道事業所 そうですね。その辺もいろいろ考えながらやっっていこうと思っているのですけれども、確かに大事な設備ですので、どうしても新しくなるまで維持はしていかななくてはならないものですから。

○委員 必ず年に1回ということを決まっているものではない。

○水道事業所 決まっているものではないです。

○委員 必要に応じてという……

○水道事業所 以前と比べて故障の頻度が多くなってきたのがありますので、どうしても点検が必要になってきますね。

○水道事業所 やはり継続的にはやっっていかなければならないのかなというところはありますね。

○委員長 いずれにしても機械ですから、耐用年数が到来し、あと、仮に40年だとすれば技術革新で、以前に設置したものよりも数段に性能がよくて安全安心なものが……

○委員 そして安くて。

○委員長 安くてね。そろそろ設備更新というものを考えていくべきなのかなとは思っているところではございますけれども。

あと、何かご意見はございますか。よろしいでしょうか。はい、どうもありがとうございます。

以上でピックアップした案件の審議が全て終了しました。私もピックアップするのは初めてで、あまりピックアップし過ぎないようにと思って20件程度にしたのですけれども、何か総括的に皆さんからご意見とかございますでしょうか。

○委員 意見ではないのですけれども、入札率ですか、統計的に出すと、結構分類によっては、ほとんど90%とか100%に近いものから幅が広がってきているものとか、いろいろパターンが分かれてくると言いますか、傾向が見えてくると思うのです。99%とか98%のところ集中するような分類のものと、そうでないものを、うまく程度評価しまして、今後のこちらの見積のやり方についても少し反映できると良いのかなと思って、聞いておりました。もう決まっているものは、ガチガチに決まっていますし、そうでないところは幅が広いので。

○委員 何か時代情勢がすごく大きいですよ。今はやはり橋梁関係の補修工事は、どこに行っても100%近いですよ。多分ここだけじゃなくて、日本全国でそういう橋梁補修をやっ

○委員長 橋梁工事は、談合で何年かに1回は話題になりますね。施工可能な業者が限られてい

るからですかね。

○委員 そうですね。

○委員長 そういう特殊性もあろうかなと思いますけれどもね。

○委員 時間があれば、そこら辺を統計的にやってもらうと良いなと思います。時間があればですよ、あれば。

○委員 気になったものがあります。松の木を伐採する案件で、2位の業者がほとんど金額ジャストでありながら、値引きも無くて決まったという。本当にガチンコで競争しているのか分からないんですよ。

○委員 してないと思いますね。研修を義務付けているから、結局5者しか入札に参加できない。それが長期的に固定化されていますから、あえて競争しよう、あえて値段を下げようとはしないと思いますよ。

○委員 マツクイムシの場合は、国からの補助で一斉に全国どこでも同じ基準でやっているの、恐らくそういうふうになるのではないのかなと思いますけれども。どこでも同じことをやっているのですよ、きっと。それで単価も決まっているし、競争というものは出しにくいですよ。

○委員 ただ、基準からしてその金額になるというのは分かるにしても、そこから競争を働かす、いくら値引きというものが、もっとあっても良いと思いますが。

○委員 本当はね。

○委員 さっきのお話ですと、農林水産業は総じて、競争しないですよ。今まで何年も見えてきて……

○委員 はい、ずっとやっていますからね。

○委員 農林水産業関係の何かそういう業務委託とかというのは、もう本当に落札率が高いですね。あまり叩き合いをしようと思わないのではないですか。国が仕切った競争ですからね。

○委員 あと、すみません。初めてなので教えて下さい。これは町の方に質問したいのですが、けれども、予定価格の公表というのは、例えば宮城県は予定価格を公表しているのですが、そういうのが一時期、ちょっと前にそちらの方が良いということで、採用したところがあったのですが、今はそれがかえって弊害があるのではないかということで、元に戻しているところも多いと思うのですが、松島町の場合はその辺の考え方については何かございますか。予定価格をもう最初から事前にオープンしてしまうということに対して。

○事務局 予定価格の事前公表については、契約事務審査委員会の中でも議論し、やめましょう

という形で決まりましたので、全案件を事後公表しています。

○委員 経済学的にも事後公表の方が良いという感じですね。

○委員 ああ、そうですか。

○委員 うん、理論的には。

○委員 10年ぐらい前ですかね、不正行為を防ぐためにも、いっそのこと公表してしまえということでも事前公表をやって、そっちの方が良いんだということで採用したのですが、かえって弊害というか、積算できないような業者も、公表してしまうと入札に参加したりとか、かえって弊害の方が大きいのではないかということで、元に戻った傾向があります。ただ、宮城県はいまだに公表していますよね。

○委員 そうですね。

○委員 ええ、だから、その辺の考え方というのはそれぞれ皆違うから良いのでしょうかけれども、どうなのかなと思ったのです。やはり公表しない方が良いでしょうね。

○委員 予定価格が、いわば談合のターゲットの値になる訳ですね。

○委員 そうですね。

○委員 宮城県に関して言うと、リーマン・ショックから震災の間までというのは、どちらかと言うと、もう低入札が多くて、バンバン建設業者が潰れていましたから、低入札を何とか防ぎたいという方でした。ところが、震災になった途端に今度は逆に入札不調の方が重要になって、だから予定価格の事前公表か事後公表かというのは、あまり重要な問題ではないという気がしますね、宮城県に関して言うと。深刻な状態が真逆にこう起きて、もう少し落ち着いたところで何かそういうのは、また問題になるかもしれませんね。

○委員長 一度ルールを作ると、皆そこに縛られて、そのとおりにやれば良いんだとなってしまう。これは本当におっしゃるとおり、その時の背景とか、それによって一番合理的なものを随時選択していけば良いのでしょうかけれども、なかなかそれが難しい。勝手に変えると、それによって得する人と損する人が出て、誰が変えたとなってしまう。得する人は良いけれども、損した人からはクレームが来るから、それに対しての言い訳が難しくなりますよね。

○委員 そういうルールということでは、先程出た最低制限価格を設定するかしないか。設定してないところでは10数%になるところもあるし、松島は50%に設定していますけれども、逆にさっきの仙台市なんかは、その制限を引き上げるという方向も、どちらも善し悪しがあるのは理解できるのですが、そここのところは当面変える必要があるのかどうかというところの議論というのは、どういうところでなされているのでしょうかね。何か議論はあったのですか。

- 事務局 最低制限価格については、本日いろいろお話があったので、話題提供ということで、契約事務審査委員会に報告し審議していきたいと思います。その中でどうなるかはちょっと分かりませんが、一応こういう入札監視委員会の中での意見がありましたということで、報告したいと考えています。
- 委員 私は現在の水準で良いと思います。
- 委員長 そうですか。
- 委員 ええ。工事に関しては、75%というのは1つの目標で、70%前半になると手抜き工事とか別の問題が出てくるリスクがあって、安ければ良いというものではないだろうと。業務委託に関しても、50%というのは1つのラインではないかと思います。全然そういうのを設けなくて、本当に10%台の落札率というのでは、企業として長期的に継続できない水準なので。会社をバンバン潰してしまうと、いざという時に大丈夫かという話になると思うので。仙台市が引き上げたのは、雇用の問題とか、いろいろ考えてしまうので、高めに設定したのではと思いますね。
- 委員 財政に余裕があるかどうかも多少関係するのでしょうかね。
- 委員 本当に何というか、こういう建設業の場合は、財政上の問題で安ければ良いだろうという話と、地元業者をどれだけ守るのかという話と、両立しないような要因がある訳ですよ。安けりゃ良いだろうと、どんどん競争させて、地元業者が潰れて、いざという時に工事をする人がいなくなって大丈夫なのかというのがありますから。
- 委員 私は現状が駄目だと言っている訳ではないのですが、ただその経済状況、例えば震災前と震災後で変わっている様に、定期的にある程度見直しをする場面があった方が良いのかなとは思いますがね。
- 委員 確かにそうですね。
- 委員長 少し不謹慎かもしれませんが、道路とか橋梁工事、大体は国からの交付金の工事ですよ。それなら、しっかり良い工事をやっていただいて、施設インフラとして。そうであれば、少々高くても良いのではないかなという気はするのですが。これがもし、町民のお金を使ってということになると、どうなのかというのはありますけれども。そんな気がします。
- 委員 その辺のルールを議論する場面はあるのですか。
- 事務局 契約事務審査委員会というのがあります。その中で議論します。町の組織上はそこがメインになっています。今は工事が75%、業務委託が50%のルールでやっていますが、それをどこまで下げるとか上げるとかという議論を、委員会に提案して、早急に結論が出る訳

ではありませんが、こういう意見がありましたということで、議論したいと思っております。

○委員長 現場が1つだけではなくて、2～3箇所というのがあると、受ける方もかなり値段の違いが出てくるだろうと思うのですけれどもね。ですから、そういったものを制度化するというか、やるのはかなり難しいかと思うのですけれども、実務的にはそうですね、1箇所請けるよりも、2箇所、3箇所、おまけに工期がずっと続くのであれば、他に営業できますからね。

○事務局 そうですね。〇〇〇さんは最近数件落札しているので、現場事務所を1つ設ければ、数箇所の現場を同時に……

○委員長 そうですね。そういうことができますね。

あと、何かご意見ございますか。

○委員 話がズレますが、復興関係で松島町さんの場合は職員の仕事量というのはどういうふうに推移しているのかということと、他県からの派遣の方というのはいらっしゃるのですか。

○事務局 建設課に他県から派遣を受けているのが……5人……かな。その他に、県からの任期付職員の受け入れと、水道事業所ですと、他の県から来ているのが1名、県の任期付職員が1人。

復旧・復興というのはどうしても短期間に集中してくるのですが、事務がいろいろ複雑なんです。用地交渉とか。結局遅れている原因というのは、用地が買えなかったりということで、路線を微妙に修正していったりという……

○委員 震災後から、仕事量はあまり落ち着いていないですか、それとも少しは落ち着いてきてますか。

○事務局 建物が完成してきたので、少しは落ち着いてきていると思います。しかし、別の事業がだんだんと増えています。復興交付金も、事業を進めないと、以前はバンバン国もお金を渡してくれていたのですが、なかなか着手とか方向性が見えないと、渡しませんよと言ってきているので、お金を渡してもらうための作業に取り掛かっています。

○委員 そうですか。

○委員長 他によろしいでしょうか。

では、以上で終了とします。皆様、ご苦労様でした。

事務局に返します。

6 閉会の挨拶

○事務局 次第の6番、閉会の挨拶です。皆様、長時間お疲れ様でした。

以上をもちまして、入札監視委員会は終了となります。本日はありがとうございました。
